



平成 27 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマト
代表者名 代表取締役社長 新井孝雄
(コード番号:1967 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 藤原昌幸
(TEL 027-290-1800)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

株式の投資単位を引き下げることにより、投資を行いやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した、平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」および平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社単元株式数の変更を行うことといたしました。

なお、今回の単元株式数の変更により、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満の範囲を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、今後も引き続き企業価値の向上および株価向上策に取り組み、東京証券取引所の投資単位水準を上回るよう努めてまいります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 27 年 9 月 1 日(火)

(ご参考)平成 27 年 9 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴い現行定款第 8 条(単元株式数)の変更を行うものであります。

変更の効力は、効力発生日に生じることとする附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	<u>附則</u> 第 8 条に規定する当社の単元株式数は、平成 27 年 9 月 1 日をもって 1,000 株から 100 株へ変更する。なお、本附則は第 8 条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。

以 上